

幸田町の取組



子どもに関する相談窓口情報

相談窓口	相談できる時間	電話番号	Eメール	場所
幸田町教育相談室	火～金 10:00～18:00	0564- 63-1188	soudan@sk2.aitai.ne.jp	幸田町 中央公民館
西三河福祉相談センター (児童相談所)	月～金 9:00～17:00	0564- 27-2779	nishimikawa- fukushi@pref.aichi.lg.jp	西三河 総合庁舎9階
幸田町こども課 (子どもの権利擁護委員会事務局)	月～金 8:30～17:15	0564- 63-5116	jido@town.kota.lg.jp	幸田町役場 1階3番窓口

◎発行 愛知県幸田町 ◎編集 住民こども部こども課 ◎発行日 平成23年4月1日

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1-1
TEL:(0564)63-5116 FAX:(0564)63-5334 Eメール: kodomo@town.kota.lg.jp



幸田町では、平成23年4月1日に「幸田町子どもの権利に関する条例」を施行しました。
家庭で、地域で、職場で、「子どもの権利」について一緒に考えてみませんか？

前文



子どもは、一人の人として、かけがえのない価値と尊厳をもって、この世に誕生しました。子どもたち一人ひとりは、独立した人格を持ち、自らの力で未来を切りひらく主人公です。そのためには、生きる権利、こころと体が大切にされる権利、子どもの意見が尊重される権利、学ぶ権利、差別や貧困から救済される権利等の保障が欠かせません。子どもは、その権利が保障される環境の中で、豊かな子ども時代を過ごすことができるのです。そのためには、家庭や学校・地域・行政がしっかりと手を結び合い、子どもたちのよきサポーターでなければなりません。

子どもたちを取り巻く現実は複雑です。「子どもの権利とは何か」について子どもと子ども、子どもと大人がともに学び合うことが大切です。年齢に応じたこころの問題、人と人との関係や社会の仕組みを学習する中でともに成長するものです。その権利を実行することを通して、お互いに他の人の権利を尊重するこころや責任を身につけることができます。

子どもにとって大切な7つの権利

1. 安心して生きる権利

- 命が守られ大切にされる
- 愛情と理解で育まれる
- 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活する
- 平和で安全な環境のもとで生活する
- 健康を保ち、適切な医療が受けられる
- 安心できる場所で眠れる

2. 自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が認められる
- 子どもというだけで、不 당に扱われない
- 自分の気持ちや考えを大切にし、表現できる
- 自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決める
- こころの安らぐ居場所を持ち、自由な時間を過ごせる

子どもは、大人とともに幸田町を創っていく大切なパートナーです。保護者や子どもに関わる仕事や活動に携わる大人だけでなく、すべての町民が、子どもに対する責任を負っています。このため、まち全体で子どもが育つ環境の整備や子どもと直接向き合う大人たちを支援していかなければなりません。

子どもにやさしいまちは、大人にとっても親しみ深いまちとなるはずです。子どもが夢を育てるこころ、それは、そこに住むすべての人の希望になります。

子どもは、今を生きる地球市民として自国の文化を大切にしながら、世界の人々と交流し、平和の大切さ、異なった文化の理解、自然を取り巻く地球環境問題等を学び合わなければなりません。これは、国際的な視野を育み、幸田町の子どもが一人の人として成長していくには何が大切なことを理解するために必要なことです。

私たちは、このようなまちづくりを目指し、幸田町が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、幸田町子どもの権利に関する条例を制定します。

目的

児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づいて、子どもの権利を保障し、子どもが生きていることのよろこびを感じつつ、いきいきと育つことを地域社会全体で支え合う仕組みを定めることにより、子どもを大切にするまちの実現を目的とします。

用語の定義

「子ども」

町内に住んだり、町内で学んだり、活動したり、働いたりする18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を認めることができます。このため、まち全体で子どもが育つ環境の整備や子どもと直接向き合う大人たちを支援していかなければなりません。

「保護者」

親又は親に代わって子どもを養育する立場にある人をいいます。

「育ち学ぶ施設」

町内にある児童福祉施設、学校教育施設、社会教育施設、民間教育施設その他子どもが学ぶために利用する施設をいいます。

「施設関係者」

育ち学ぶ施設の設置者、管理者、教員及び職員をいいます。

「地域住民」

地域の住民、地域で活動を行う団体及び町内の事業者をいいます。

基本的考え方

- 子どもの幸せや子どもにとって最もよいことを第一に考えます。
- 子どもの生きるよろこびを育むため、その気持ちや考え方、行動する力を大切にします。
- 子どもの年齢や発達に配慮します。
- 子どもと大人の相互理解を基本に、地域全体で取り組みます。

6. 自分を守り、守られる権利

- 本人の意思や行動が尊重され、見守られる
- プライバシーが守られる
- あらゆる差別を受けない
- いじめ、虐待、体罰その他あらゆるこころや体への暴力から守られる
- 薬物濫用、性的搾取、誘拐その他あらゆる危害から守られる
- 自分を守るために適切な情報が得られる
- 困っていることや不安に思っていることを安心して相談できる

7. 参加する権利

- 参加に必要な情報が得られる
- 参加の場で自分の気持ちや考え方を表明することができ、尊重される
- 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加する
- 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられる

大人の責務

すべての大人口通の責務

- 子どもが生きるよろこびを感じられるよう、基本的考え方に基づき、「子どもにとって大切な7つの権利」を保障しなければなりません。
- 子どもが自分の権利について理解し、自分や自分以外の人やものを大切にする豊かな価値観を持つ人間になれるよう支援しなければなりません。

保護者

- 子どもがこころ豊かに育つため、子どもの年齢や発達に応じた支援や助言をする。
- 子どもと向き合い、子どもの気持ちや考え方耳を傾け、十分に対話をする。
- 子どもが家庭で安心して過ごせるよう環境を整える。

施設関係者

- 子どもにとって最善の環境や学びとは何かを常に問い合わせながら、子どもの活動の充実を図る。
- 子どもの気持ちや考え方を受け止め、説明し、意思決定に参加する機会を設ける。
- 虐待又はいじめの予防及び早期発見に努める。
- 子どもの権利を理解し、保障するため、研さんに努める。

子どもを大切にするまちづくりの推進

子どもの権利の周知と学習支援

- 町は、この条例と子どもの権利について周知を図るとともに、必要な取組を実施します。

子育て家庭への支援

- 町は、子育てをしている家庭に配慮し、保護者が安心して子育てをできるよう必要な支援を行います。

特別な支援が必要な子どもや家庭への支援

- 町及び育ち学ぶ施設は、特別な支援が必要な子どもや家庭に配慮し、適切な支援をします。

子どものこころや体への暴力に対する取組

- 町は、子どもに対するこころや体への暴力の予防及び早期発見に取り組みます。

子どもへの危害に対する取組

- 町は、保護者、施設関係者及び地域住民と協力し、子どもが、子どもにとって有害な環境や犯罪の危害と接するがないよう必要な取組を実施します。

育ちを支える居場所づくり

- 町は、子どもが仲間と集い、自治的な活動ができる居場所づくりを進めます。

地域住民

- 子どもを地域社会の一員として認め、あたたかく見守る。
- 子どもの気持ちや考え方大切にし、対話の機会をつくり出すよう努める。
- 子どもがこころ豊かに育つため、地域の行事や活動に参加する機会を設ける。
- 子どもの権利を理解し、保障するために、住民意識の高揚や地域力の発揮に努める。

幸田町

- 保護者、施設関係者及び地域住民と連携、協働し、子どもの権利を保障するために、必要な施策を実施する。
- 保護者、施設関係者及び地域住民が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援をする。
- 国や他の公共団体等と協力して、町内外において子どもの権利が保障されるよう努める。

